

静岡県人事委員会は、静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月20日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1231

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の特殊勤務手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-48）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>7 第5項各号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る応急防災等作業手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>11 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>7 <u>附則</u>第5項各号の作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る応急防災等作業手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>11 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例)</u></p> <p>12 <u>条例附則第9項の医療機関若しくは宿泊施設のうち人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる医療機関又は宿泊施設とする。</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）がいる医療機関</u></p> <p>(2) <u>県が設置した新型コロナウイルス感染症の患者受入れのための宿泊施設</u></p> <p>13 <u>条例附則第9項のこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>患者等がいる室内</u></p> <p>(2) <u>患者等が移動する時の車内等</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、人事委員会が特に認める区域</u></p> <p>14 <u>条例附則第9項の新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げ</u></p>

	<p><u>るものとする。</u></p> <p>(1) <u>患者等に接して行う作業</u></p> <p>(2) <u>患者等が使用した物件の処理</u></p> <p>(3) <u>附則第12項第2号に規定する宿泊施設</u> <u>(患者受入前を除く。)における長時間の連</u> <u>絡調整等</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、人事委員会</u> <u>が特に認める作業</u></p> <p><u>15 条例附則第9項の適用については、第15条</u> <u>第2項の規定は適用しない。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の静岡県職員の特種勤務手当に関する規則の規定は、令和2年1月29日から適用する。